

# 令和7年度 川南町予防接種表

**《定期接種》**

予防接種法に基づく予防接種です。忘れずに予防接種を行いましょ。接種料金は無料です。

予防接種名	対象年齢	回数	間隔等	助成金額
Hib (ヒブ)	接種開始が生後2~7か月に至るまで	4回	初回: 27日以上の間隔で3回 追加: 初回終了後7か月以上あけて1回	¥9,122
	接種開始が生後7~12か月に至るまで	3回	初回: 27日以上の間隔で2回 追加: 初回終了後7か月以上あけて1回	
	接種開始が1~5歳に至るまで	1回		
小児用肺炎球菌	接種開始が生後2~7か月に至るまで	4回	初回: 27日以上の間隔で3回 2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目の接種は行わない。 追加: 初回終了後60日以上あけて1歳を過ぎて1回	¥12,221
	接種開始が生後7~12か月に至るまで	3回	初回: 27日以上の間隔で2回 追加: 初回終了後60日以上あけて1歳を過ぎて1回	
	接種開始が1~2歳に至るまで	2回	60日以上の間隔を置いて	
	接種開始が2歳~5歳に至るまで	1回		
B型肝炎	生後1歳に至るまで	3回	27日以上の間隔で2回 1回目の接種から139日以上経過してから1回追加	¥6,675
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	(1期初回) 生後2か月~7歳半に至るまで	3回	20日以上の間隔を置いて	¥11,451
	(1期追加) 初回終了~7歳半に至るまで	1回	1期初回終了後1年~1年半	
	(2期) 11歳、12歳	1回	※二種混合(ジフテリア、破傷風)のワクチンを使用します。	
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)	(1期初回) 生後2か月~7歳半に至るまで	3回	20日以上の間隔を置いて	¥20,361
	(1期追加) 初回終了~7歳半に至るまで	1回	1期初回終了後6か月~1年半	
	(2期) 11歳、12歳	1回	※二種混合(ジフテリア、破傷風)のワクチンを使用します。	
不活化ポリオ	(1期初回) 生後2か月~7歳半に至るまで	3回	20日以上の間隔を置いて	¥9,471~ ¥10,296
	(1期追加) 初回終了~7歳半に至るまで	1回	1期初回終了後1年~1年半	
BCG	生後1歳未満	1回		¥11,451
MR (麻しん風しん)	(1期) 1歳から2歳に至るまで	1回		¥10,131~ ¥10,956
	(2期) 5歳以上7歳未満(小学就学前の1年間) ※令和7年度はH31.4.2~R2.4.1生まれ	1回		
水痘 (みずぼうそう)	生後1歳~3歳未満	2回	3か月以上の間隔を置いて	¥9,251
日本脳炎	(1期初回) 生後6か月~7歳半未満	2回	6日以上の間隔を置いて	¥7,051~ ¥7,876
	(1期追加) 初回終了~7歳半未満	1回	初回終了後6か月以上(おおむね1年)の間隔を置いて	
	(2期) 9歳から13歳未満	1回		¥7,051
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)	2価 4価	3回	ワクチンの種類によって間隔が異なります	¥16,676
	9価			¥27,337
ロタウイルス (ロタリックス 1価)	生後6~24週まで	2回	4週あけて2回	¥14,971
ロタウイルス (ロタテック 5価)	生後6~32週まで	3回	4週あけて3回	¥9,944

**《任意接種》**

予防接種法に定められてはいませんが、接種することで、重症化を防げるワクチンです。接種費用の一部助成が受けられます。

予防接種名	対象者	回数	間隔	助成金額 (1回の接種につき)
おたふくかぜ	おたふくかぜにかかったことのない 1歳~2歳未満	1回		3,500円
	おたふくかぜにかかったことのない 5歳以上7歳未満(小学就学前の1年間) ※令和7年度はH31.4.2~R2.4.1生まれ	1回		6歳未満 3,500円 6歳以上 3,000円
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	5歳以上7歳未満(小学就学前の1年間) ※令和7年度はH31.4.2~R2.4.1生まれ	1回	四種混合ワクチンの4回目の接種より6か月以上あける	6歳未満 3,000円 6歳以上 2,500円
インフルエンザ (10月~2月)	生後6か月児から中学3年生まで	1回		1,500円(1回のみ)

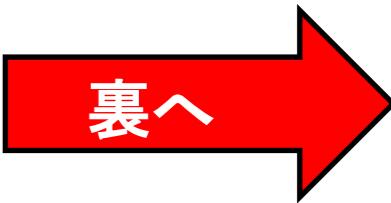
**＜日本脳炎について＞**

平成17年4月2日~平成19年4月1日生まれの方(20歳未満)は、特例措置があります。詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

**＜ヒトパピローマウイルスワクチンについて＞**

予防接種を無料で受けられる「キャッチアップ接種」について、平成9年度~平成19年度生まれの女性を対象とした令和7年3月までの「キャッチアップ接種」の期限が、令和8年3月まで1年間延長されました。但し、令和7年3月までに1回以上接種を済ませた方が対象となります。接種を希望される場合はかかりつけ医にて説明を受け、有効性及び安全性について十分に理解した上で接種を受けてください。詳しくは保健センターまでお問い合わせください。

予防接種のできる病院  
医院名は裏面を参照してください。



問合せ先  
川南町役場 町民健康課 予防係(保健センター内) 32-0861

